



回覧に御協力願います。

平成30年9月3日

獣医師の皆様へ

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課獣医事班

獣医師法第22条に基づく届出について

全ての獣医師は、獣医師法（昭和24年法律第186号）第22条に基づき2年ごとに農林水産省令で定める事項の届出が義務付けられています。

本年度は、その届出を行う年となっておりますので、獣医師業務に就いているか否かにかかわらず、全ての獣医師が平成30年12月31日現在の状況を、平成31年1月1日～1月31日の期間に、お住まいの住所地を管轄する都道府県へ届け出なければなりません。

なお、届出の様式及び記載方法については、農林水産省ホームページで御確認頂けます。

<詳細について>

- 農林水産省ホームページ
- 獣医師法第22条に基づく届出
(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>)

獣医師免許をお持ちの皆様へ

平成30年12月31日現在の状況を、
お住まいの都道府県に届け出てください。

- ◎ 獣医師には、獣医師法第22条に基づく
2年ごとの届出が義務付けられています。
- ◎ 平成30年は届出が必要です。
- ◎ 届出様式に必要事項を記入の上、
**平成31年1月1日から1月31日までに、
お住まいの都道府県に提出してください。**

※届出様式や記載方法は農林水産省HP

(下記URL)に掲載しています。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>

獣医師 届出

検索



- ◆ 期日までに届出をしなかった場合、免許の取消し又は業務停止を命じられることがあります。
- ◆ 集計結果は獣医師の分布、就業状況、異動状況等を的確に把握するために利用されています。

※ 結婚等により、本籍地の都道府県名、氏名や性別が変更された場合は、
変更があった日から30日以内に、登録事項の変更申請が別途必要です。
詳細は、農林水産省HP(下記URL)に掲載しています。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html#b>

農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課獣医事班

